

行政常任委員会

令和元年8月20日（火）

午前10時01分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。

休会中で何かと御多忙のところ、行政常任委員会ということで御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

きょうの議題につきましては、1番目に指定管理制度について、2番目に防災行政無線デジタル化事業について、記載はしておりませんが、その他のほうで市民サービス課から報告事項がありますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

それでは、最初に指定管理制度についてでございますけど、課長。

○三鬼政策調整課長 どうぞよろしくお願いいたします。政策調整課です。

本日は、市政改革の一環として取り組んでまいりました指定管理者制度の見直しにつきましては、昨年8月6日に開催させていただきました行政常任委員会にて御報告を申し上げます。

本日は、輪内高齢者サービスセンターと尾鷲市民文化会館について御報告を申し上げます。見直しに際しましては、複数の案につきまして検討を行い、メリット、デメリットを検討の結果、いずれも指定管理者制度の継続という結論になりました。詳しくは担当課より御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○内山福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料のほう、通知をさせていただきます。

それでは、資料1ページの資料1をごらんください。

輪内高齢者サービスセンター指定管理者制度の検討結果についてでございます。

まず、サービスセンターの概要といたしまして、一番上のほうから、名称が輪内高齢者サービスセンター、所在地は曾根町の606番の1でございます、目的は、輪内地区における介護サービス等の提供拠点として地域住民の方の福祉の向上を図るという目的でございます。

構造といたしまして、重量鉄骨平屋づくりで、敷地が1,112平米、建築面積は627.28平米でございます。

当時、施工業者は株式会社セルフ舎建設様でございました。

工期は平成10年6月16から11年の3月5日と。

竣工が11年の3月5日でございます、契約金額が2億1,262万5,000円でございます。

その契約金額の財源といたしましては、起債が1億90万でございます、今現在は償還は済んでございます。

それから、国県補助金につきましては8,775万6,000円で、平成10年度に老人福祉施設等整備費補助金ということで財源として充てていました。

一般財源としましては、2,396万9,000円でございますと。

現在、管理運営者につきましては、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会様でございます、事業開始につきましては、この建設当時から、11年4月1日から運営を行っていただいているということで、施設設置、現在、デイサービスセンターとして、地域包括支援センターの分室として輪内ブランチの事業をやっていただいておりますということで、その下の現状でございますけれども、現在はデイサービス事業が主体となっておりますけれども、市のほうからの受託、市のほうの事業を委託してまして、受託してもらってまして、食の自立支援事業、一般介護予防事業だけでなく、輪内地区あったか弁当事業などの自主事業の拠点でも施設を運営してもらっているということでございまして、平成30年度のセンターの資金収支の決算でございますけれども、センターだけの決算ということでございます。収入が3,702万9,579円に對しまして支出が3,812万2,720円で、収支差額が赤字、三角の109万3,141円でございます。支出3,812万2,720円のうちに、センター維持管理費、光熱水費であったりとか、消耗品費、修繕費等が458万2,315円含まれているということで、平成30年度、昨年度の利用延べ人数実績といたしましては、4,191名という状況でございます。

次のページ、2ページをごらんください。

これまでの指定管理につきましては、平成11年度のセンター建設以来、社会福祉協議会さんにセンター管理を委託してきました。平成18年度からは指定管理者として管理を行っているということでございまして、その下に表が2段あるかと思っておりますけれども、平成11年から管理委託料ということで、11年当初が272万、12年が144万2,000円ということで、そこにお示しさせていただいておりますように、指定管理料を支払って運営を行っていただいておりますけれども、下のグラフの19年度で途切れているかと思っておりますけれども、20年度以降は無償という形で運営管理を行っていただいております。

なお、施設の修繕につきましては、1件5万円未満の小修繕については管理をお願いしている社協さんが負担をし、5万以上の規模の大きな修繕については市が行っているという現状でございます。

今御説明させてもらった状況等を踏まえまして検討させていただきました結果につきましては、四角でくくっているところでございますけれども、そもそも先ほど1ページ目で御説明しましたように、国庫補助金を活用したい、この施設につきましては建設しております。

そういったことで、この財産につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律ということによって、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保にしてはならないということが定められております。

また、補助事業により取得された不動産や機械器具は、財産の耐用年数を勘案して処分制限期間が定められております。

この輪内高齢者サービスセンターにつきましては、建設後21年経過しておるわけですが、建物の処分制限期間は38年ということになっておりまして、まだその38年を経過していないという現状から有償で譲渡、貸し付けを行う場合は補助金を返還せざるを得ないということが生じてまいります。

ただし、補助事業によって取得した財産を継続して10年以上使用した後、今現在も10年以上使用しているわけですが、その財産を無償で譲渡、無償で貸し付けを行う場合は、補助金の返還が生じることなく譲渡や貸し付けをすることが、この補助金の法律によっても可能であるということが定められている状況でございます。

このため、引き続き、済みません、(聴取不能)間違いがありまして、「無償貸付」とありますけど、ちょっとここを削除していただきたいと思っております。申しわけございません。このため、引き続き指定管理者制度を継続することとし、施設の維持管理費及び修繕についても指定管理者の負担としたいと考えています。

なお、今後、新年度以降といいますか、令和2年度以降、指定管理者の公募に際しましては、センター本来の目的であります輪内地区における福祉サービスの提供拠点とするために、地域の高齢者の方々の利用が福祉・介護に関する総合相談窓口を設置するということを受託者の方に担保をしていただいて、広く公募して指定管理者を定めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○三鬼(孝)委員長 ありがとうございます。

ただいま課長のほうから、輪内高齢者サービスセンター指定管理者制度の検討結果について御説明ありましたけれども、この件について御発言を願います。

○小川委員 資料の2ページなんですけれども、上のほうの黒丸のところに、施設の修繕については、1件5万円未満は社協が負担、5万円以上は市が負担しているってなっていますけど、その下の中の、下の括弧の中の検討結果の結果、施設の維持管理及び修繕費についても指定管理者の負担としますって。これから修繕費はみんな指定管理者の負担ということなんですか。

○内山福祉保健課長 通常、建物の賃貸借契約を結ぶ場合の基本的なまず考え方なんですけれども、有償で賃貸借契約を結ぶ場合は、建物の主要構造部分、例えば柱であったり、骨格とか、大きな主要構造部分、そういった部分の修繕については当然貸し主が修繕する、ただし、もっと軽微な消耗品的なといいますか、骨格ではないような修繕については、借り主のほうで借りた責任において修繕をするということが賃貸借の本来の姿ではないかと、このように考えています。

今回、この補助金の制度に基づいて運用するというのであれば、当然有償貸し付けということになると補助金の返還が生じてまいりますので、無償ということであれば、修繕については借り主といいますか、借り手側の方に修繕のほうをお願いしたいと、このように考えています。

○小川委員 現在、デイサービスセンターね、雨漏りがひどいみたいで、食堂と、それから調理室、雨漏りがとまらんみたいなんですけど、その修繕はどうなんです、もうされておるのかどうか。

○内山福祉保健課長 雨漏りの修繕につきましては、この前、工事の発注をいたしまして、今現在、修繕工事の最中でございます。

○小川委員 今まででも何回か修繕してもとまらなかったというのがあるみたいなんですけど、もしとまらん場合は、市が責任を持ってとめるという、雨漏りをとめるということなん……。それで理解していいんですか、そういうふうに。

○内山福祉保健課長 今現在のところは、通常の指定管理者制度にのっとり、先ほど申しましたように5万というラインを決めて市が修繕をするということで、今回の雨漏りにつきましても市が修繕を行っているという状況でございます。

今年度はその形で、まずはルールどおりさせていただきまして、新年度、新たに公募をかけて指定管理者が決まるまでに既に修繕が必要な場所については、もうあらかじめ市のほうで修繕をまずはやっておくと。新年度以降、考え方としましては、無償でお貸しする場合については借り主のほうの方のほうで対応をしていただ

くと、このような今基本的な考え方を持っています。

○小川委員　　じゃ、新年度までには責任を持って雨漏りをとめるということではないんですね。

○内山福祉保健課長　　今私どもが把握しています雨漏りについても、今現在、工事を施工中でございますので、その完成後の状況を確認したいと思っています。

○高村委員　　1点だけ。

雨降りの日ね、私も聞いたんですけど、音がやかましいんですよ、屋根のね。大雨なんか降って、中の人は非常に会話しにくいと思える、そういう苦情はなかったのか。ほいで、もし改善するとすれば、するのかということを知りたいんですけどね。

○内山福祉保健課長　　済みません。私が今把握している限りでは、雨の音の大きさを苦情というのはいただいている、最近の話ですけれども、状況ではないんですけども、またその点についてはちょっと社協さんに改めて確認をさせていただきたいし、どの程度のものなのかということのちょっと確認したいなというふうに考えています。

○三鬼（和）委員　　先ほどの小川委員の質問にもあったんですけど、建物の構造上、屋根の上にある明かり取りのところから折り返しというのかな、あれがちょっと小さいので伝わっておるのもかなりあるのではないのかという、私もちょっと呼ばれて全体の中というのか、見に行ったことあるんですけど、そういったところがあって、部分的に直してもそのことから雨漏りがまた今後も出てくるのではないのかという、台風とか、そういうのを含めてというのがあるんですけど、その辺はいかがなんでしょうか、今回の修理に関して。

○内山福祉保健課長　　今回の修理につきましては、屋根から天井に伝わって雨漏りがしているということでしたので。ただし、雨漏りって場所を確定することが非常に難しいということもあって、今回は、屋根から天井に雨が落ちる部分について、そこから外へ雨漏りがした場合に、外に流れ込むような形を一旦とらせてもらっています。外へというのは建物外へ出るような形でございます。

○三鬼（和）委員　　それって前に尾鷲小学校が廊下の上へとよみたいのをつけてやっておったので、抜本的にはちょっと解消にならないのではないかなと思って。明かり取りのところに大きく問題があるのではないかなと、ちょっと見に行ったときに思ったんですけど、そういったことも再度点検してもらったほうがいいのではないかなと思うんですけど。

それと、今回の検討結果の中、その前にも載っておるんですけど、真ん中あたり

に、ただし、補助事業によって取得した財産を継続して10年以上使用した後に云々って書いてあるんですけど、社協が10年以上これを請け負っておるという状態ですね、現在ね。

今回の検討する中で、この財産そのものを社協に無償譲渡するという事は検討にはなかったんですか。どうなんですか、（聴取不能）。ほいで、この辺についての長所、短所というのか、継続して指定管理みたいな形ということで今回提案だと思うんですけど、どうなんですか、この辺は。

- 内山福祉保健課長 10年以上、社協さんに管理をお願いしておって、済みません、その後、申しわけないです、もう一度お願いしたいんですけど、その無償でというところを。
- 三鬼（和）委員 ここに書いてあるのであるということ、10年以上使用した後に、その財産を無償譲渡、貸し付けを行う場合って無償譲渡もできるがごとく書いてあるので、そういった検討はしなかったのかどうかということです。
- 内山福祉保健課長 無償譲渡、もともと補助事業ということで、2億1,200万余りの事業費でございまして、補助金が七千数百万であるんですけども、当然、この財産を取得した時点で市の財産でございまして、まだ残存価格も残っていますし、それを無償で譲渡するという考えの検討については行っていませんでした。
- 仲委員 指定管理料なんですけど、平成20年以降はゼロ、無償ということで今まで進んできて、これはこれで検討結果だと思うんですけど、1ページ目のほうに、単純に平成30年度のセンターの収支がありまして、109万3,000円の赤で出ておると。一方では、センター維持管理費が458万2,315円という数字が出ていますが、ここの単純な収支決算やもんで中身はわかりませんが、社協さんのほうから、現在社協ですからね、指定管理料についての協議というのは今までなかったんでしょうか。
- 内山福祉保健課長 19年以降、指定管理料については支払っていないということですが、今回、新年度に向けて、この件について打ち合わせとか、今の現状も含めてちょっとお話をさせていただいたところ、指定管理料の負担の件については伺っておりません。社協さんのほうからそういったお話は伺っていません。
- 仲委員 一つの施設を運営するについて、年間100万程度の赤が生じたら、10年たったなら1,000万なんですね。そこらの事情もあるかと思うんですけど、輪内高齢者センターを維持していくにはいろんな事業があると、弃当事業等もある

中で、やはり十分な社協さんの御意見もお聞きしてやっていただきたいと、このように思っています。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 答弁よろしい。

○仲委員 はい。

○野田委員 仲委員にちょっと関連するんですけども、平成30年度はマイナス、今言われた109万という形なんです。これ、プラスになったときもあるんですか。要は今後の資金の収支の見通しと過不足というか、利益も上がるときもあるのか、収支がプラスになることもあるのかもわかりませんし、現状のところの黒丸の3のところ、現状、利用人数実績は4,191人ってなっていますけれども、今後の見通しというのはどのように考えているんですか。予測していますか。

○内山福祉保健課長 済みません。今の現状については、社協さんに指定管理の形で委託をしておるわけですけども、今後のことにつきましては、社協さんも含めて公募をした形でこの分野を行っていきたいと考えていますので、もし同じ運営形態になったとしたら、利用実績についても、人口減少もあるので減少傾向にあるかもわかりませんが、一定の実績は確保できるのではないかと考えていますが、公募した形でまた運営するところが変わったということになったとすれば、また事業内容も、当然、高齢者サービスに向けた福祉サービスということでは基本的な考え方は変わりませんが、事業が変わってくると実績、人数も変わってくるのではないかとということで、今現在のところ、収支であったりとか数字であったりというのを、来年のことを予測することはちょっとなかなか難しいような状況でございます。

○野田委員 それはそういう社協さんとの話し合いというんですか、聞き取りというんですか、それはいつごろやる……。今年度の話というのに、もう今年度に入っていますから、どのような……。

○内山福祉保健課長 指定管理をお願いしている関係で、このことについてはお話はさせてもらっています。今現在、指定管理を受託してもらっていますけれども、来年度以降も、この施設について運営をしたいというような意向は示されてきました。

○野田委員 ということは、もう一遍、話はしているということだけれども、また今年度中に話されるという……。ちょっと聞きづらかったもので。

○内山福祉保健課長 本年度は既に指定管理の、それぞれ私どもと契約を結んで

いますので今年度いっぱいやっていただきますけれども、新年度以降を今後の運営するという見込みといたしますか、法人としてやっていくという考え方は持っていますかという話をさせてもらったら、高齢者サービスセンターでの社協としての運営を行っていききたいという気持ちはあると、そういった話はございました。

○野田委員　先ほど雨漏りの話が出たんですけれども、去年の10月くらいやったか、議会報告会で三鬼和昭さん中心にお邪魔させてもらったとき、すごい天井が漏れて、あのホール自体が使えない状態、雨が降った後ですけれども、これについては、先ほど雨の漏れを完全にとめるということを言われたけれども、なかなか難しいという一面では言われておったんですけれども。

そこで、来年度以降、また指定管理の話になってきた場合の費用の面ですけれども、そこら辺は完全に雨漏りを封じておかないとまたおかしな費用がかかってくるから、そこら辺は福祉のほうではきちっと、後のチェックをきちっとしていただきたいと思うんですけれども、その点ちょっと要望しておきます。

○三鬼（孝）委員長　他にございませんか。

○三鬼（和）委員　これ、社協が指定管理を受けてやっておって、社協自体は老健というか、施設介護というのか、やっていないような中で、毎年赤字が出た分を負担してやっておるといのは大変だと思うんですね、これ。我々、この辺は監査というのか、中身チェックできやんもんで、どの辺でマイナスになっておるのかというのとはわからんと思うんですけど。

今回、社協以外のところというのかな、施設介護等もやっておる事業所を含めて広く公募をしたときに、そういう社協以外のところでも参入するという見込みというのがあるんですか。そういうところのほうは社協よりかも、系統的には運営しやすい、赤字の分負担しやすいんじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか、その辺。

○内山福祉保健課長　公募した場合には、社協さん以外に参入というのか、この指定管理に参入したいということを申し出てくる可能性はあるかと思えますけれども、今現状のところは、まだそういった状況把握に努めていませんので、社協さんの今の御意向を把握しているというだけでございます。

○三鬼（和）委員　ただ、社協がここで赤字を出す分を全体的な人のいろいろ関係の中で負担していくというのとは大変じゃないかなとは思いますが、市が直接社協の運営に補助金的な部分以外は関与していないというのでしたらあれなんですけど、ちょっと以前は介護保険なんかもちょうと赤字やった、前のときにあたり

とかってするんですけど大丈夫なんですか、これは今後とも。

○内山福祉保健課長　　当然、社協さんも法人としての運営について当然熟慮された上での、来年度以降も活動したいということだろうと思いますので、この30年度のセンターだけの単独の収支を見ますと、御指摘のように100万余りの赤字となっていますけれども、全体としては、ここの費用については何らかの形で賄っているか、その辺ちょっと今わかりませんが、トータルとして、トータルの福祉サービス事業という法人とした中の考えで輪内の住民の方々のサービスを提供したいという全体の考えの中でやっていただけるんじゃないかなど、このように考えています。

○奥田委員　　済みません。ちょっと元に戻るような気がするんですけど、輪内高齢者サービスセンター指定管理制度の検討結果についてということで報告なんですけどね。そもそも何を検討されたんですか。誰ですかね。

○三鬼政策調整課長　　市政改革担当としましては、昨年委員会でも御説明いたしましたように、輪内高齢者サービスセンターにつきましては、公売も含めて検討をするということを当時御説明させていただいております。

やはり、先ほど福祉保健課長も御説明がありましたように、この当センターは輪内地区の地域福祉の拠点として、主に社協がデイサービス事業を行っているという形態もございまして、そういう形で指定管理者制度のメリット、デメリットがどのような形であるのかというのをはっきり検討するということで主眼を置いてしました。

ですので、先ほど御説明がありましたように、補助金であるとか、いろんなことも含めましてどうあるべきかというのを検討した結果を先ほどの検討結果にまとめさせていただきまして、そういう方針で担当課ともお話をしてきました。

以上でございます。

○奥田委員　　いや、でもね、この検討結果を見るとね、これ、国庫補助事業なのでそう簡単にいかないだろうという感じはしましたけれども、そのときね。今課長は公売とかといっている話がありましたけど、でも、国庫補助事業なので基本的にはこういうことになるんでしょう。

だからもう最初からそれは難しい。難しい中で、国との交渉の中で公売できたらしようというふうに考えてのことだったんですかね。どういうことなんですか。こういうことはわかっていることですよね。基本的には難しいじゃないですか、公売なんていうのは。それを交渉したのか、交渉した上でのことなのか、そういうこと

をちょっと……。全然わからないですよ。これだと当たり前の、これまでも指定管理制度をやってきたんだからこうでしょう。ほんで、国庫補助事業なので有償での譲渡とか貸し付けもできないと、こうこうこうでもね。これはわかっていることじゃないですか。交渉してきた結果なんですか。それともどういうことなんですかね、これを。この検討結果の意味がちょっと私にはちょっと理解できないんですけど。

○三鬼政策調整課長　先ほど公売を含め検討と申しあげましたのは、今年の8月6日に開催いたしました行政常任委員会の資料にもございますように、当時は、検討の結果、結論が出ておりました尾鷲市福祉保健センターとか、そういうところの御説明を主にさせていただきまして、今後の検討課題として残っております、後ほど御説明も申し上げます尾鷲市市民文化会館とか、輪内高齢者サービスセンターを今後詳細に検討していくという上での御説明が公売を含めた検討という結果でございました。

その後、先ほど補助金があるので売れないじゃないかという話は、その後の検討結果を重ねて判明してきたことですので、当時は、そこまでは検討結果としては出さずに可能性を追求してきたというふうに御理解いただければと思います。

○奥田委員　でも、そんなことすぐわかることじゃないですか、でも。そこを僕は交渉してきたということならわかるんですよ、国との交渉の中で、公売したいんだと。そういうことじゃないんですよ、じゃあね、ですね、それはないと。だったら、こんなもん前からわかっていることなので、今さら検討結果の報告というのはちょっと納得いかないところがあるんですけど。

それと、1点だけ済みません。これ、今社協のほうに指定管理ということで、平成20年度から無償での指定管理ということなんですけど、その前は委託していたというのでね。さっきから議論出ているように、109万3,000円、平成30年度赤字ですよという、これは社協からの報告ですよ。ですよ。

それで僕は思うんですけども、社協って半官半民じゃないですか。民間でやっている部分、介護サービスなんかそうですよね。あと、行政がやるべきようなことをやってもらっていると。そういう意味では、行政でやってもらっている部分があるから赤字なのかなという気もするんですけど。さっきから赤字だから補助したらええというような話もありましたけどね。それが本当に行政がやるべきことを社協がやってくれているということであるなら僕は補助してもいいと思うんですけども、無償じゃないですか。だって今民間の介護サービスやっているところなんて自前で建ててですよ、補助金をもらっているかもしれないですけど、自前で建てたりとか、

建物を借りたりとかして建物の経費は払っているわけですよ。でも、ここの輪内高齢者サービスに対しては無償でしょう。家賃かかっていないわけですよ。家賃かかっていないんだから、民間がやっているサービスということを考えたら、それでそんなもん有利ですよ、非常に、有利ですよ。

ですから、その辺のところは検証しないといけないと思いますけど、だから、これは109万赤字だから補填してやれよという話じゃ僕はないと思うんですよ。民間がやるべき、ほかの民間がやったらもっともうかるかもしれないし。僕、ほかの民間がそんな赤字って聞いたことないので、この109万、ちょっと僕は違和感があるんですけど。

ただ、109万赤字が出ているということであれば、行政がやるべきような行政サービス……。それはないんですか。ないんならちょっと僕はおかしいなという気もするんですけど、それは置いておいて、広く公募するという話が出ていますよね、この検討結果の末尾のところですね。ですから、今後、その辺のところを、さっきから話が出ていますが、社協だけじゃなくて、今課長が行政がやるべきようなことはやっていないということであるなら、あるなら、広く公募ということをきちっと、無償ですからね、これ。家賃ただでしょう。家賃ただだったら使いたいというところもあるかもしれないですけども。

だから、福祉保健課長が今のところ募集はないということですけど、広くやったり、これ、周知させたら、無償で貸してくれるならこういう事業をやりたいとかあると思うんですよ。だから、その辺のところを広報とかきちっとやっていただきたいと思うんです。いかがですか。

○内山福祉保健課長　　今御指摘のとおり、今後、新年度に向けて、今後公募をするための仕様というか、そういったものも協議していく必要があるんですけども、当然、公募となった場合は、参入したいという事業者が輪内地区においてどういった事業を展開していった、またその地域の住民の方々にどういったサービス提供ができるのかと、そういったことも詳細に確認した上で公募の審査をしていきたいと、このように考えています。

○小川委員　　1点だけ確認させてください。

資料1ページのところの地域包括支援センター分室って書いてありますよね。これ、相談窓口とか、そんなのが開設されているんでしょうか。

○内山福祉保健課長　　ここの地域包括支援センターというのは、今の社協さんの本部のほうにあって、その分室というか、支所的なものが輪内高齢者サービスセ

ンターで支所的なものを高齢者の総合相談センターということで、そちらのほうに設けておるということです。

○小川委員　もし、これ、公募して民間になった場合、この相談窓口というのがなくなってしまうんじゃないですか。サービスが低下してしまうということはないんですか。

○内山福祉保健課長　次ページの検討結果のほうの一番下の段の3段のところをちょっと見ていただきたいんですけども、今後も福祉・介護に関する総合相談窓口を設置することを担保してということで、この窓口については今後も維持した形で公募をしていきたいと、このように考えています。

○三鬼（孝）委員長　よろしい。

○野田委員　雨漏りの補修工事、修繕工事というちょっと先ほどの話に戻るんですけど、今年度やって、その費用は市持ちでやるって言ったんですけども、そこら辺の、20年たっているから保証期間とか、そういうのはないんでしょうけど、そこら辺はどのような形になっておるんですか、費用の。

○内山福祉保健課長　天井は、資料2の中ほどの丸にありますように、5万未満の小修繕については社協さんをお願いする、5万以上のもう少し大きな、大規模までいきませんが大規模的な修繕については市が行っているということでございまして、今回の雨漏りの修繕についても小修繕ではなかったものですから、市のほうの予算で対応しているということでございまして、今後、新年度以降の指定管理の際には、無償でお貸しするというのであれば、基本的には無償でお貸しする場合には、小修繕も中修繕に対してについても、基本的には借り主の方のほうをお願いしたいという基本的な考えは今持っています。

○南委員　今回の指定管理についてということで、引き続き指定管理のほうで公募するというので、できたら競争原理がもっと働くような公募をしていただきたいと思うんですけども。

これはこれとして、僕もたまに輪内のほうへ行って寄らせてもらうんですけども、別段問題なく業務管理というか、指定管理制度は発揮しているなということで理解はしております。

ただ、僕、1点気になることは、尾鷲市も数年前に災害時における業務継続計画、BCPというのを立てておるということで、こういった指定管理をされる高齢者サービスセンターにおいても、もしもの場合、災害時においてかなり高齢者のほうが多いということで、そういった意味では利用されると思うんですね、もし災害時に

おける利用ということで。そういったことは、これからの公募における契約時においても明確に業務継続計画の打ち合わせというのは、僕、指定管理を受けてくれるところと明確にするべきだし、させておくべきだと特にこれから思うんですけどもね。

そういった点については、所管のほうとしたらそこら辺の災害時における部分についてはどのような考えと、指定管理のほうで要望、要求をしておるのかお聞かせを願いたい。

○内山福祉保健課長 現在におきましても、災害時の避難場所として社協の職員さんに災害警報時とか、そういった場合には、職員さん出てもらって対応してもらっています。

新年度、公募するに当たりましても、こちらのほうの採用に関しての重要事項として、災害時の職員対応というか、そういった緊急対応にも十分配慮というか、対応できるような会社といいますか、業者さんを採用していきたいと、このように考えています。

○南委員 所管のほうでは、当然、念頭に入れてやっているということなんですけれども、やはり一番いつ来てもおかしくない南海トラフと言われていまして、やはり契約事項の中とか特記事項の中で、僕、明確に明文化して入れるべきだと思うんですけど、いかがですか。

○内山福祉保健課長 そのように契約のときに入れるか、何らかの形でそういった文書で示した形の契約を結ぶような形をとっていきたいと、このように考えています。

○三鬼（孝）委員長 議長から発言を求められております。許可します。

○濱中議長 先ほどからこの赤字の部分を気にされた質問が幾つかありましたけれども、公募をする場合、民間の経営の中で工夫次第で解消できる赤字なのか、もうその老朽化の施設によって継続的に出てしまう赤字なのかというあたりの分析は必要かなという気がするんですね。

社協さんのほうの経営の中での収支のことなので細かくここの場では議論できないにしても、指定管理を広く求める場合には、やはり民間の事業者からすればその赤字の内容というものが気になる部分だと思うんですけども、そのあたりはもう既に把握しているのか、それとも、これから仕様書をつくっていく中で検討されていくのかってあたりの御説明がいただきたいと思います。デイサービス自体は、営業の工夫の仕方によっては点数を多く取れる部分もあつたりというのも聞いてお

りますので、そういったあたりは、この赤字の分析というのはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

- 内山福祉保健課長 資料に掲載させてもらっています収支についての赤字の109万3,000円の中身については、どういったものがこの赤字に影響与えたのかといったことまでは、済みません、確認をさせてもらっていません。

ただし、先ほど言いました修繕によってこの部分が膨らんでいるのではというようなちょっとお話もあったように思うんですけれども、確かに修繕は小修繕をやってもらっていますけれども、5万円以下の小修繕はやってもらっていますけれども、5万以上の高価格といいますか、修繕は市でやっていますので、老朽化に伴ってこの赤字が発生したということは、私は受けとめておりません。

- 濱中議長 そうしますと、デイサービスのやり方次第によっては、経営次第によってはこの赤字が膨らむことを抑えることのできる地域性というふうに捉えればいいのかどうかってあたりが、公募をする時点できちんと公募先に伝わるような形でやっていただきたいなと思いましたので。そのあたり、御意見あったら、よろしくをお願いします。

- 三鬼政策調整課長 市政改革担当として中身を見させていただいたところ、輪内地区の輪内サービスセンターの主業務であるデイサービスにつきましては、やはり輪内地区の高齢化も進んでおりますが、人口も減って対象者が減っているのが事実でございます。

ですので、社会福祉協議会が、現在、デイサービスを主業務としてやっている中での業務の売り上げ等も減少しておる現状ですので、経営努力はされておられますが、やはり100万前後の赤字が出るのは、いわゆる需要と供給のバランスの中ではいたし方ない部分とお聞きしておりますので、ですので、これはあくまでも介護保険事業として社会福祉法人等が行う事業ですので、からといって市が補助するようなものでもありませんので、それは社会福祉法人全体の経理の中で、赤字をどこかの黒字で補填するかということも含めて総合的に判断されることと理解しております。

- 三鬼（孝）委員長 なければ、これで輪内高齢者サービスセンター指定管理制度の検討結果の審査を終わります。御苦労さんでした。

続きまして、教育委員会の文化会館の指定管理について審議とします。

- 野地生涯学習課長 生涯学習課です。よろしくをお願いします。

それでは、尾鷲市民文化会館に係る報告事項について、説明資料にて御説明いた

します。発信させていただきます。

それでは、資料 1、1 ページをごらんください。

尾鷲市民文化会館指定管理者制度導入検証結果について御説明いたします。

尾鷲市民文化会館は、平成 5 年 4 月 24 日に竣工し、平成 18 年 4 月 1 日より指定管理制度で管理運営しております。

現状の指定管理期間は、平成 29 年度 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日の 3 年間となっております。

指定管理料はごらんのとおり、毎年 5,000 万円前後となっております、募集方法は公募で、応募状況は 1 社となっております、現在、公益財団法人尾鷲文化振興会となっております。

指定管理者制度導入効果については、現在まで、尾鷲文化振興会を中心にせぎやま倶楽部、夢舞台等の連携により民間活力が発揮され、市民文化会館を活用して本市の文化振興が図られるとともに、当会職員の舞台技術のスキルも蓄積されていることから、市民サービスの面でも指定管理制度により民間ノウハウが生かされておると考えております。

次に、2 ページをごらんください。

管理・運営に係る平成 30 年度の尾鷲文化振興会の収支計画書に基づいて算定したものです。上段の円グラフが指定管理料の予算額 4,939 万円であり、これに対して、下段の管理・運営に係る歳出決算状況については、決算額は 4,851 万 1,539 円であり、予算、決算ともに主な費用としましては職員の給料、設備保守等の業務委託料、光熱費等の需用費となっております。

次に、3 ページをごらんください。

平成 29 年度からの決算推移については、ごらんのとおりとなっております。毎年、6,000 万円前後となっております、また、平成 30 年度実績においては、下段にありますとおり、指定管理料以外に需用費、主に修繕料となります。役務費、手数料等を含めまして 491 万 8,320 円が一般財源からの支出項目となっております。

次に、4 ページをごらんください。

指定管理制度と直営の比較を行ったものです。コスト面においては、指定管理者制度において民間活力の導入により、事務及び舞台技術のスキルを持った人材の確保が一定のコストで可能であり、費用対効果の面、市民や団体等の舞台利用における利便性の面においてメリットは大きいものと考えております。

一方で、直営においては、中堅職員を管理者とした上で、会計年度任用職員にて管理・運営を行うのが人件費としては安価と考えますが、貸し館等の事務の業務がどうしても中心となり、舞台技術等は専門業者への外部委託となるため、これらの費用も考え、トータル的には割高になるというふうな形になります。

また、市民サービスの向上の面では、現状の指定管理制度において、公益財団法人尾鷲文化振興会を中心に、せぎやま倶楽部と夢舞台の連携による民間活力を生かした市民サービスが提供されており、舞台演出・技術は職員と夢舞台が連携して担当し、市民の負担にならないように市民サービスが提供されております。

さらに、自主事業の財源は、指定管理業務における会館利用料金、自主事業収入、その他事業収入などの総額をもって、このうちの90%以上を使って自主事業をする形になっておりますので、市からの文化事業への支出なしに市民への文化事業が民間主導で提供されております。

一方で、直営においては、舞台技術等は外部専門業者への委託をするというふうな形で、現状の市民サービスを維持したいと考えると、大ホールを活用した舞台演出・技術が必要な文化事業については経費が割高になり、市民サービスにおいても柔軟かつ機動性のあるサービス提供の面でデメリットは大きいと考えております。

5ページをごらんください。

検証結果であります。指定管理者制度を継続するものと考えております。尾鷲市指定管理者制度導入基本方針に照らしますと、施設分類として、民間事業者のノウハウ導入による市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が図られることが期待できる施設となります。

また、改善点として、指定管理料の見直しのため、市の規定に基づいた人件費の見直しを行うとともに、管理委託業務の入札及び交渉による経費削減や総勘定元帳による精査を行ってまいります。

また、指定管理者制度の継続理由としましては、施設の性質、全体コスト、市民サービスの向上等から考えると指定管理者制度を継続するほうが望ましく、また、今後の目標として、「たちよる、つどう、つながる」をキーワードに利用者の増加と文化振興の活性化を目指したいと考えております。

いつでも気軽に立ち寄れる施設、発表会や展示会を通じて知人と集える施設、イベントを通じて人とつながることができる施設を目指し、全ての世代に文化鑑賞の機会をつくることで当市の文化振興の拠点としていきたいと考えております。

次年度からの募集に当たっては、そのような見直しを踏まえた上で指定管理者制

度を継続したいと考えます。

次に、6ページをごらんください。

資料2、文化会館運営の充実について御説明いたします。

今後3年間で、市民文化会館を市民にとってより身近な施設にしてきたいと考えております。三つの取り組みとして、一つとして、次代を担う子供たち「おわせ人」に文化鑑賞の機会をふやすということ。また、2として、施設の多様な利活用方法の工夫とPR促進。三つ目として、施設の利活用方法や利便性向上等に係る市、利用者、関係団体、学校等との緊密な意見交換と連携促進をしております。

まず、1番目ですが、次代を担う子供たち「おわせ人」に文化鑑賞の機会をふやす面では、市内の小学生、中学生における文化鑑賞の機会をふやすため、JAZZフェスティバルやせぎやま倶楽部発表会の洋楽や邦楽の発表会、夢舞台演出によるダンスや音楽の発表会など自主開催する文化事業に対して、市内の小中学生を招待したいと思っております。市内学校と連携し、各学校にポスター掲示やチラシ配布を行うとともに、観覧希望の小学生、中学生に招待整理券、各100枚程度を発行したいと考えております。写真にありますとおり、このようなJAZZフェスティバルや、こういうものがございます。

次に、7ページをごらんください。

2番目の施設の多様な利活用方法の工夫とPR促進の面でございます。

1番目として、1階ロビーを活用したロビー展の活用促進として、市内文化関係団体、せぎやま倶楽部、市文化協会等や市民へのロビー展等での利用PR促進として、団体への直接のPRや広報おわせ等でのPRを行ってまいります。

2番目として、1階ロビー、2階ホワイエにおける市民憩いのスペースとしての有効活用を考えます。1階ロビー、2階ホワイエにおけるテーブル、椅子のスペース等を工夫することで、市民憩いのスペースとしての活用PR促進し、気軽に市民文化会館に立ち寄る雰囲気づくりを行ってまいります。

3番目として、猛暑時期での夏の涼み館への来場PR促進として、大ホールを活用し、映像やスライドショーを鑑賞しながら涼しい憩いの場を創出したいと考えます。

次に、8ページをごらんください。

3として、施設の利活用方法や利便性向上等に係る市、利用者、関係団体、学校等との緊密な意見交換と連携促進の面でございます。

市及び教育委員会を初めとして、施設の新たな利活用方法や利便性向上、運営課

題等について、運営管理者はもとより、関係文化団体、学校関係者、利用者等と関係団体の会議等での意見交換を積極的に行うなど、今まで以上に連携を促進することで企画や運営の改善を継続して行うとともに、利用者の施設利用への工夫も行いながら、立ち寄り客も含めた来館者の増加を図ってまいります。

具体的には、市・教育委員会、指定管理者、利用者、せぎやま倶楽部・夢舞台・市文化協会等の文化関係団体、市内の小中学校、高等学校等との意見交換及び連携促進を行いたいと思います。

以上が市民文化会館における当課からの説明となります。よろしくお願いたします。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

今、ただいま生涯学習課長のほうから、尾鷲市民文化会館指定管理者制度導入施設検証結果について御説明ございました。御質疑ある方は御発言願います。

○高村委員 文化会館の管理運営について、少し私の意見を言わせてほしいんですけどね。

やっぱり尾鷲の文化、芸術を推進する半面、やっぱり収支のことも考えんなんということですね。やっぱりこういうものをやるには人材が一番必要やと思うんさね。ほうやで、トップにいる人間はいかにして自分の能力がないのやったら、他人の能力ある人の意見を聞いたりする気持ちがないとね、こういうもんが伸びていかんと思うんさ。その点、尾鷲出身で、東京で今活躍しておる和田さんという人なんかの意見をどんどん聞いてね、やっぱり尾鷲にない、今までにない部分を伸ばしてほしいんと思うんさ。そういうのを指導するのは、あんたらの役目やでね。ぜひともやってもらいたいと思うんやけど、その点についてどう思います。

○野地生涯学習課長 ぜひ、こちらの改善項目の3番目として挙げさせていただいたんですけれども、本当に地元の方はもとより、出身者の和田さんにおかれましても、今度9月に演劇を文化会館でしていただくということも聞いております。そういうふうな知識のある方もぜひノウハウをまた教えていただいて、ぜひ今後の文化会館の運営に役立てたいと思います。

○高村委員 やっぱりそういう考えでどんどん前へ前進していくべきだと思う。ただ教えてもらわんじゃなしに、その後、自分らで何ができるのかを考えて行動に移してもらいたいと思います。頑張ってもらいたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

○野田委員 1点目、（2）の3ページのところの決算と予算のところなんです

けれども、まず、数字から入ってしまうんですけども、この入場料収益が417万、前年度に比べてプラスになる、その分が委託費が多くなりますよというところで上げていることが感じられるんですけども、29年決算においては433万とかってなっているんですが、ここら辺の、先ほども言ったんです、やっぱり聞き取りとかどのようにやっていくのか、ここは何でこのようにふえたのかとか、そこら辺はやっていると思うんですけども、それがなかなか目に見える形で出てこないという部分が大きな問題じゃないのかなと思うんですよ。

ほいで今、高村さんおっしゃったような形の、何かを工夫してやっていくというようなものが見えてこん限りは、通常の収支で終わるという形にしか見えないんですけど、いかがですか、その点は。そこら辺の文化振興会のほうとも、行政がどれだけやったらいいかというのは別問題として、そういう話し合いとか聞き取りとか、どのようにアクションやっていくのかとか、何でこれが減っておるんや、何でこれがふえたんやとかという部分をどのように調査しておるのかなということをお聞きしたいんですが。まず1点。

○野地生涯学習課長　こちらについては、野田委員も、私、計画や決算のほうを議会で御説明しているので多分御存じであられていただいているかと思うんですけど、この入場料収入の上下するのは、有名な方を呼ぶかどうかというので随分変わってくるということで、毎年、これについては上下するものです。

どんな形でするかということについては、私たちとしても、自分も含めて文化振興会のほうと話をさせていただいております。やっぱり去年は、30年度は全然そういうふうな有名な方を呼ばなかったんですけども、やっぱり市民からの意見やそういうところでも、華となるような事業がちょっと少なかったかなというふうな形の意見もある中で、ことしは一部有名な方を呼んでやっているというふうなところもあります。

やっぱり先ほどの高村委員からの御指摘もあったとおり、自分らも反省点としてはもっと、野田委員が指摘いただいているように、指定管理者とか関係者のほうと話していくべきというふうなことは痛切に感じておりますので、今も話はさせていただいておりますけど、今後ともしていきたいと思えます。

○野田委員　あと、指定管理の中で、周りの庭木というんですか、庭木とは言わんか、そこら辺のやっぱり管理という部分を、指定管理者制度の中に入っているのか、入っていないのかちょっとわかりませんが、そこら辺も含めてやっぱり周辺を意識してきれいにしていくとか、そういうきれいにするためにどうしたらいい

い……。情報発信していったらいいのかという部分を含めて、既存施設を大事にするというところの気持ちがまず第一かなと思いますので、その点ちょっと含めて検討していただきたいなと思いますけど。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 答弁。

○野地生涯学習課長 施設管理の面で、自分たちとしても、あの部分については一応指定管理のほうで清掃業者さんのほうも頼んで、委託しながらやっております。ただし、あそこも周辺部も含めて、道路も含めてかなりいろんな広範囲のものになりますので、そういうふうな部分については、毎年、春と秋にボランティアの方々、本当に入っていただいて、掃除もしていただいておりますし、ただし、まずもってやっぱり施設管理をしている側がきちっとするべきというところがありますので、その辺については、今後も、その部分についてももっともっと改善する方向で話し合っていきたいと思います。

○楠委員 2点ほどお聞きします。

まず、5ページの検討結果のところ、改善点として、市の規定に基づいた人件費の見直しというのは、何かそういう規定というのがどういうものなのかの確認。

もう一点、8ページの（3）の下段で、各種団体と意見交換及び連携を促進したいという発言があったんですけど、具体的にどのような意見交換の場とか連携の促進を図る計画をしているのか、その例をちょっと示してください。

○野地生涯学習課長 市の規定に基づいてというところは、特に来年度からの指定管理においては、臨職の方々についても同一労働同一賃金ということでいろいろ規定が変わってまいります。

それで、そういうふうな、今まで市民文化会館の運用については、ずーっと継続している中での算定というふうな形で、前年度を踏襲するようなところがありましたので、もうそういうところではなくてきちっと、来年度からは特に賃金規定も全部改変されますので、そういうところを踏まえた上で規定に基づいてきちっと算定するというふうなことが一つ目でございます。

それと、8ページの部分については、まず、指定管理者のほうの評議委員会や理事会等もでございます。そういうふうな席に私どもも、年に3回ほどありますが、その部分にきちっと出席して、意見を述べさせていただきたいというのが1点。

あと、学校とかは共育フェスティバルであるとか、中学校は文化祭、吹奏楽、そのようなものとかをやっておりますので、そこで文化会館側からもいろんな意見交

換をして、改善点も直していきべきだという話もありますので、そういう機会を通じてもきちっとしていきたいと思います。

○楠委員　それでは、再質問なんですけど、人件費の見直しのところで、最低賃金、確かに三重県でも27円ぐらい時給が上がっていますし、都心部では1,000円を超えたということなんですけど、その規定というのは、雇用上の契約については制度が大分変わってきていますので大切なんだろうけど、人件費そのものだけで単発で見た場合に、これが市の給与表に関連していることなのか、それとも、あくまでも指定管理者が自主的に出しているものなのか、その辺の確認をします。

○野地生涯学習課長　指定管理料の算定においては、市の規定に基づいて、市のほうで算定をさせていただいております。指定管理者側としては、それについてその範囲の中で微調整をしながらされているというふうな形で聞いております。

○楠委員　今、市のほうの計算に基づいてるところは、市のほうの給与表は活用はしていないということですね。

○野地生涯学習課長　市の……。今の段階では、現状はぴったり来る給与表というのが正直なかったもので、ある程度こういうベースというふうな中で、現状までの過去からの経緯の中での算定になっておりました。

来年度からについては、きちっとそれを市の規定に基づいて算定をするというふうな形に整えます。

○濱田政策調整課主幹　済みません。先ほどの答弁の話なんですけれども、あくまで市が直営でした場合に、市がした場合の人件費は幾らかという算出するだけの話であって、指定管理はあくまでその上限額を定めているだけですので、それを指定管理者が市の基準、給与基準をとってするというものではございません。あくまでその部分だけは勘違いということで御了承ください。

○楠委員　一応基本的なところはわかったので、その辺を含めて指定管理料の計算はしっかりやっていかなきゃいけないだろうというふうに思いますね。

それで、あと、2点目の質問した、いろいろ会議をやっているということなんですけど、実際に高等学校では吹奏楽とかいろいろやられていますけど、もう何回もやってきていること自体の前に進んだ促進というんですかね、いわゆるブラッシュアップして、もっとみんなのいろんな人が参加できるようなことは既にもう考えられているんじゃないかと思うんですよね。

それは市がやる事業なのか、ここの指定管理者がやる事業なのかというところのすみ分けもちょうど当然必要なんですけど、やはり行政側としては、そのやっぱ

り運営に当たっての総合評価をちゃんとして、逆に、しっかりそういうところを指導していかないと、同じ会議を何回やっても前には進まないんですよ。その辺は、行政側としても、いろいろ各種団体の意見交換の中で、一步前へ進むような議論ができるような意見交換をしていかないとだめなんじゃないかなという点で、私は最終的には、改善とか新たな取り組みについては、やっぱり総合評価をもって進めていくような話、あるいはそういう打ち合わせを持ったほうがいいんじゃないかなということで、この文化事業というのは私も大切だと思いますし、大変なことだとわかっていますのでしっかりとやっていかないと、やはり衰退する可能性もあるので、やはり施設を管理だけじゃなくて中身もしっかり充実してもらいたいなというところがありますので、その辺の考え方をちょっとお聞きします。

○野地生涯学習課長　学校側とも、現場での指定管理者さんと学校側の現場打ち合わせというか、そういうものは何回もされているんですけども、ただし、楠委員おっしゃられたような形で総合評価をして今後につなげていく、そういうふうな場を市も入りながら、そんな形につなげていきたいと思います。

○奥田委員　済みません、ちょっと僕よくわからないんですけど、さっきの輪内高齢者サービスセンターもそうなんですけど、この文化会館、令和2年3月31日まで指定管理は期間がありますけど、私は、以前、これを検討するという話を聞いたときに、それ以降は直営ということを考えているのかなと、直営するんだなというふうな印象を持っていたんですけど、きょう聞いてもちょっとよくわからないんですよ、この。

ちょっといいですか。その4ページのところの上のほうのコスト面のところで、人件費は安価なんだけれども、貸し館等の事務が業務の中心となって、舞台技術等は外部委託になると。トータル的に考えると割高になると。どういう意味なんですか、これは。ちょっとよくわからないですよ、これ。何が割高なんですか。工夫したらいいじゃないですか、直営にしたって、別に。今までどおり民間活用をうまくやればいいと思うんですけど。これだけじゃ、僕は全然さっぱりわかりません、私は。ですけど、どうなんですか。皆さん、わかっているのかな、これで。

○野地生涯学習課長　御説明させていただきます。

まず、直営のコストというのを政策調整課も入っていろいろ検証してみたんですけども、そうすると、今係長レベルの方が、直営の場合、リーダーとして、館長として行くと。それで、臨時職員の方々を、来年から会計年度の事務職員になりますけれども、その方をつけて運用するというふうな形になりますけれども、そうな

ると、舞台技術というのが全然できないです。

館長の方は3年程度でやっぱり人事異動って形でやっていきますし、一般事務の方々では、当然、舞台技術を備えるまでという方というのは、その給与体系の中では採用されないというふうな形になりますので、そうなると、年間30回ほど舞台技術が必要な催しがあります。もちろんおのおの共育フェスティバルや吹奏楽や尾鷲中の文化祭もありますし、せぎやま倶楽部やいろんなところのやつが年間30回ほど、50日ほどあります。

それを今は、文化振興会の方々には舞台技術のスキルが非常に上がってきているので、もう全く外部業者なしで、音響や照明やそんなのも全部自前でやっています。尾鷲節コンクール等は外の方が来ていますけれども、そういうもの以外は全部自前でやっています。

そういうふうなコストを照らして考えると、全体的なトータルコストとしては今のような状態で、指定管理者で、舞台技術を持った方々を採用して、そのままのほうがトータル的には安くなるという、それで利便性も高いというふうな形で判断しております。

○奥田委員 いや、それを直営でできないのかなという感じがするんですけどね、うまく今の民間の方々を活用するという方法。それと、係長クラスを常駐させなめかんとか、そういうふうな考え方で、必要なのかもしれないけど、今回、この検討というのは、今、財政危機の中でどうこのコストを減らすか、経費節減するか、それが目的なんでしょう。目的なんですよ。

だから、市民の中には、極端な話、文化会館5,000万も使っているなら閉鎖しろよという意見も、極端な意見あるんですよ。実際あるんですよ、これ。でも、そういうわけにいかないでしょう、皆さんの文化事業あるわけですから、文化事業の充実ということがありますから閉鎖できませんよ。閉鎖できないから、このコスト、5,000万かかっているコストを下げようという努力をするために検討しておいたわけでしょう、直営というのを。

だから、今までの概念で、係長クラスを置かなあかんのですよという、そういうふうなことじゃなくて、もっと柔軟に、どうしたらコストを下げられるのかという、今の民間の活用、直営では使えないんですよということじゃなくて、直営にしても使えるような、やっぱりいろんな人を市がネットワークを張って、意見交換とかも書いておるじゃないですか。いろんなことをやっぱり協力を求めて、市民の方々に、今こういう現状なんですよ。今5,000万かかっているものを何とか削減した

いんですよと。今お金がないからね。その分、福祉や教育のほかのものにも使いたいんですよということをもっときちっと周知して、市民の方も理解してもらってやらないと、今みたいな、今までの考え方と一緒に、いや、我々、課長、係長を常駐させなあかんですよとかね、いや、舞台技術の人、職員で採用すると高なるんですよとか、そういうことじゃなくって、もっと柔軟に考えていかないと、これ、5,000万減りませんよ、全然。

じゃ、これ、あれですか。その辺の比較……。その辺の数字を出してくださいよ、ほんなんやったら、この指定管理にした場合と。これだけじゃ、僕らわかりませんよ。直営した場合、どういうふうな試算をしたのか、その比較表を出してくださいよ。比較表を出して。

○濱田政策調整課主幹 経費的な部分につきましては、今回、この定例会のほうで指定管理料を提出させていただきますので、その時点で削減した額を提示させていただきたいと思います。

今回、確かに御指摘のように、直営ないし廃止も含めてなんですけど、トータルの検討してきました。その中で、まず、尾鷲文化振興会が平成3年10月に設立されております。それは平成5年の市民文化会館オープンに向けて、尾鷲文化振興会が設立され、市民文化会館を活用した尾鷲地域の文化、芸術の普及、振興に関する事業を行い、地域住民の生活向上に寄与するという目的で尾鷲文化振興会が立ち上げられておりました。

実際、じゃ、それが具体的にできているか、できていないかの部分を含めて直営できないかという議論になったわけなんですけれども、先ほど野地課長のほうから説明ありましたように、舞台技術等、今現状、文化振興会の職員が日当でやっている部分をほかの外部の団体に舞台技術を委託するとなると相当の費用がかかると、それは包括委託もできないのかというふうなお話もさせていただいて、相手の業者も含めて確認をさせていただいたたんですけれども、やっぱりそれだけの高額な費用がかかるといって報告が実際に出てきておりました。

そうした中で、人件費削減とか現状の総勘定元帳を調べる中で、これは、本来、市がするときには支払わないでいいであろうというような経費を削減した中で、その部分と直営にした部分、また指定管理を継続した部分で、どちらが費用対効果上に安くなるかということで検討した部分、あと、指定管理者制度の目的があくまで市民サービスの向上と経費の節減を図るということで民間活力を導入ということがありますので、今現状、確かに入札等公募をかけても応募がないので、そういう

競争原理が働いていないという問題があるのも事実ではありますが、そういうトータル的な議論をする中で、直営でするよりも指定管理にして、指定管理料の削減を図ったほうがいいんじゃないかという結論に達したのが今回のやり方です。

確かに今まで委員の皆様から御指摘あるように、例えば周りの草であるとか、実際、自主事業でやっていただいている事業600万ぐらいの経費、いろんな人を呼んでいただいている、自主事業でやっていただいている経費があるんですけども、実際の現状の問題としましては、600万ぐらいの経費を使って収入が70万、結局、指定の施設管理料の収入があったとしても570万ぐらいは赤字で持ちだしているという運営の形態もあります。

そうすると、確かに奥田委員さん御指摘のあるように、5,000万の経費を使って、要は赤字を出してでもお客さんを呼ぶんじゃないというスタイルではなくて、やっぱり館の管理運営をきちんとしていただかないといけない。その中で、工夫としては、人を呼ぶ工夫、なかなか人が利用されないとか、そういうような問題もある。なかなか市民の皆さんは気軽に文化会館を使うという現状もないので、そういう体制のあり方、文化会館の使い方も含めて抜本的に、もう一度生涯学習課も入った中で見直して、指定管理制度の中でやっていこうじゃないかという結論になりましたので、今回の報告となっております。

○奥田委員　いや、僕が言っているのは、指定管理と直営と考えた場合の比較表を出してくれということをおっしゃるわけですよ。それは今言われたように、そんなのわかっているだけです。僕は何を言いたいかというと、この6ページ以降の資料2にもありますけど、今後3年間で市民文化会館を市民にとってより身近な施設にしていくということとかね、こういう理念的なことをズーっと書いておるんやけど、こんなことはこれまでも何十回も、何百回も議論しておるわけですよ、これね。今さらの問題じゃないんですよ。

僕は、さっきの輪内の高齢者サービスセンターもそうやけれども、今財政危機なんだから考えるということで行政、ちゃんとやっておるわけでしょう。濱田さん、そうじゃないの。うん。だから、それを考えると僕はがっかりするわけですよ、非常に。汗かいていない。全然汗かいていないんじゃないですか、これやったら。何にも変わらない。今の言いわけかなと僕は聞いていたけど、オープンのおかげから文化振興会がかかわっているからとかね、そういうことを言われていましたし、公募しても1社しか来ないんだとか、そういう話をしていましたけど。そういうことを言う……。だから今指定管理だとかね、そういうことを言うけれども、だったらこ

ここにメスを入れたいわけでしょう。入れようとしたんじゃないの。オープンなときからかかわっているからこのままでいくんですということだったら、何の行政改革もできませんよ、これ、濱田さん。

だから、その辺のところのもっとわかりやすく比較表を出してくださいよ、どういうふうに検討したのか。今の指定管理の5,000万かかるのと直営にした場合に、尾鷲市の持ち出しがこれだけかかりますよという比較表があるでしょう。それを示してくださいと僕は言っているんです。

○三鬼政策調整課長 御指摘のこれにつきましては、市政改革担当を含め、担当課と十分何回も非常に詳細に検討してきた結果でございます。先ほど言ってやったように、やはり5,000万の指定管理費用をどういうふうに縮減することが市の財政に寄与するかということに重点を置いて議論してきたのが事実でございます。

その中で、今おっしゃっていただいたような、直営と指定管理継続については、もう何パターンにも分けて詳細に検討しました。その結果、外部に委託する費用等の増大も含めまして、数字的にも削減の結果が見られたのでこの結論に至っておりますので。

今後の進め方としましては、先ほども御説明がありましたように、議案として担当課のほうから御説明する機会を委員会の中で設けさせていただきたいと思っておりますので、それを担当課としては考えておるのですが、その点につきまして委員長の御判断をいただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 26日の日に行政常任委員会が再度開かれるので、その場で、今奥田委員が請求している直営でした場合のそういう係数的な資料と再度審議いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○三鬼（和）委員 今回、指定管理という形の中で方針も書かれて、今、先ほどの方針の中では今までと同じじゃないかということと言われておるんですけど、1点、その方針の中でスタートから気がつくということは、もともと市民の中から尾鷲節会館をつくってもらおうやないかという機運が高まってきて、文化会館のそういったものも兼ねてという形になったということもあろうかと思うんですね。

尾鷲節コンクールは続いてやられておるんですけど、基本的には郷土芸能の伝承ということで、商業的にやっておるけど、基本的には、あれは郷土芸能の伝承という形をとらなあかんと思うんですよ。

そういった中では、ソーランであるとか、中学校のブラスバンドとか、いろいろ近代的な文化も含めて取り入れて運用もされてきたと思うんですけど、半面、本来

の郷土芸能の伝承というのか、保存という意味では、そんなにやってきていないように思うんですね。

ほいで、過疎高齢化がなっておる中で、これが文化かどうかとは別にしても、例えば各地区の盆踊りでも、地域がなくなっていたりとか、人がなくなっていたりすると、もうそれがなくなって、じゃ、どういうふうな芸能的に文化があったんだといっても全然わからなく、地域ではビデオなりネットに残しておる方があるかもわからんですけど、生涯学習の中でもうちょっとそういうのを取り入れるべきではないかなって最近思った……。直営とか云々の話になったときに思っています。

先ほどお話聞いた中で、今の文化振興会を法人化するとき、国の方針でそういった形にするか、直営にするかということやっていただいたけど、文化振興会そのものは尾鷲全般の文化にかかわることよりか、文化会館運営にかかわる団体の活動の域を出ていないという中で、じゃ、今話を聞いておると、直営にした場合、じゃ、誰が職員、誰を宛てがう云々というときに、職員多分おらんのやと思うんですが。

そこでもう無理やなという話が出てくるの。うちの中の市役所の中では多分そうやと思うんですね。初めは、市役所の職員も出向して行っていましたよって、あの辺のノウハウ、今の総務課長ぐらいやったらやれるかもわからんけど、その後の人はもう年代はいないところがあるもんで、そういったことを含めるといって、今回直営にしなかった理由というのが人材的な問題もあろうかと思うんですね。その中で、じゃ、文化振興会も今やってくれておる課題、例えば今の館長か事務局長になっておる、言っても年齢的に定年ぐらいの年齢になっておると思うんですね。

そういった中で、このまま文化振興会が指定管理を受けてという中でも、その中の人材もこれから続いていくのかどうかという問題も、ここ10年ぐらいで考えていかざるを得ないんじゃないかなと思うので、今回、指定管理するということについては、そういった考えがあるのかなというのは受けとめたいと思うんですけど、引き続いてそういったことをしていかないといと、全体的なことを、じゃ、どういう形にしていくかというのを再度また議論しなくちゃいけないときが来るのではないかなと思うんですけど、その辺は、今回、見直しとか、そうしてきた中で話が出なかったんですか。どうなんですか。

○三鬼政策調整課長 委員御指摘の件は十分出ました。その辺も含めて、やはり人材をどう活用していくかという点と直営等も含めた人件費削減をどういうところで折り合わせるのかについては、今回はこういう結論に至りましたが、今後は重

ねて5年先、10年先のことも含めると、今おっしゃっていただいたことは十分
毎回検討しなければいけないと思っています。

○三鬼（和）委員　　もう一点。

先ほど楠委員が人件費のことで、指定管理にするべき人件費については、人の兼
ね合いの中で人件費の見積もり、積算額を出すって言ったんですけど、文化振興会
そのものには人件費の規定とか、そういったようなものはあるんですか。なけりゃ、
やっぱり受けていただく中では、そういったのもなけりゃだめだと思うんですけど、
振興会について、これまでは副市長が振興会の会長をしたりとか手伝っているん
ですけど、法律的な問題で全部民間の方にお任せするような形になったと、役員もな
っておると思うんですけど。

そうって振興会の中にもやっぱり受けていただく中……。もし申し込みをして
いっていただく中では、そういったもののチェックも必要かと思うんですけど、今後
のことを含めて、そういったものはどうなんですか。

○野地生涯学習課長　　文化振興会の中で、内規のような形で整えはしているとい
うふうには聞いております。今後、指定管理を受けていただくような形になる場合
については、その辺も確認しながらやりたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　　他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、これで尾鷲市民文化会館指定管理者制度導入施
設検証結果の審査を終了いたします。

10分間休憩します。

（休憩　午前11時24分）

（再開　午前11時32分）

○三鬼（孝）委員長　　休憩前に引き続き行政常任委員会を再開いたします。

それで、2番目の事項の防災行政無線デジタル化事業について審査をしていただ
きたいと思います。

○神保防災危機管理課長　　防災危機管理課です。よろしくお願いたします。

防災行政無線デジタル化事業につきまして報告いたします。

昨年度に作成した防災行政無線のデジタル化に向けた基本設計に基づき、今年度、
防災行政無線デジタル化計画詳細設計業務委託を実施いたしまして、詳細設計が完
了したことに伴いまして報告させていただきます。これにより、設計金額が確定い

たしましたので、9月議会において補正予算計上をさせていただきたいと考えております。

それでは、資料に基づき説明いたします。内容につきましては、昨年度の基本設計時において、9月議会と12月議会で説明させていただいた内容と重複するところが多くありますが、重ねて説明させていただきます。

まず、1の事業概要でございますが、本市のアナログ式防災行政無線は、電波法改正により、2022年12月1日以降使用できなくなります。

本市のアナログ式防災行政無線は、1997年度に整備をして以降、20年以上経過し、部品の製造終了などにより機器の保守に、今のところ費用がかさんでいること、操作卓がいつ使用不能となるかわからない状態であることから、早急に防災行政無線のデジタル化を図る必要があります。

また、緊急防災・減災事業債の期限が2020年度までであることから、本年度からの2カ年でデジタル化への移行を進めていく予定でございます。

次に、2の事業予定についてでございますが、今年度上期で詳細設計を373万6,800円で実施いたしまして、設計金額は、本体工事費用2億2,858万円、施工管理費用550万円で、期間を来年度末までとし、事業を予定するものでございます。この費用につきまして、9月議会において補正予算計上させていただきたいと考えております。

次に、3の整備方針についてでございますが、拡声局の配置については、津波浸水域外への整備を基本とします。拡声局等のマスト及び使用可能な設備については、極力再利用いたします。長距離スピーカーの採用により、極力拡声局の局数を削減いたします。各地区には複数の拡声局を配置いたします。中継所は保守性を考慮し、谷の山に新設する予定でございます。

次のページをごらんください。

次に、4の本部局の配置についてでございますが、尾鷲市防災センター無線室に設置し、工事完了まではアナログ及びデジタルの並行運用とさせていただきます。

次に、5の中継局の配置についてでございますが、現在、エリアワンセグシステム及び防災ネットワーク等に使用している九鬼町谷の山山頂に設置し、電源の安定化を図るため自動起動の発電機を配置いたします。

次に、6の拡声局の配置についてでございますが、現在、尾鷲市内各所に81本ありますが、今回のデジタル化に伴い、長距離スピーカーを採用することで46局、48本に削減する予定でございます。拡声局の本数を削減することにより、いろん

な経費を削減しております。また、新型スピーカーの採用により、音達エリアの改善及び明瞭度の向上が望めます。

次に、7の工事及び監理の発注についてでございますが、本体工事の発注方法については条件つき一般競争入札を、施工監理の発注方法については、詳細設計を行った業者が最も設計の意図を酌み、工事の監理を適切にできることから、随意契約を行いたいと考えております。

以上で防災行政無線デジタル化事業の報告を終わります。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

ただいま防災課長のほうから、防災行政無線デジタル化事業について御説明ありました。これに何かありましたら御質疑を願います。

○小川委員　　2ページの6番のところですね。配置について、81本を48本に削減するってもうテストもされたと思うんですけど、もし聞こえないような、聞きにくいような場所があった場合、これ、追加してまたふやすということも考えられるんですか。

○神保防災危機管理課長　　もちろん工事の段階で、そういったことも業者と考慮しながら、100%行くようには善処したいと考えておりますが、そのような場合については確実に調整を行いたいと考えております。

○三鬼（和）委員　　同じ内容なんですけど、中村山からの長距離スピーカーというのかな、それも何回か試験の聞きましたけど、全然現在のアナログに比べたら、何言っているかというのは、何か言っておるといのはわかるけど、そういったことを踏まえて、これって長距離スピーカーと、ほかのスピーカーは短距離スピーカーっていうのかどうかわかりませんが、コストの安い局所的なスピーカーというの併用もできるんですか、どうなんですか。

○大和防災危機管理課総合防災係長　　中村山につきましては、長距離スピーカーを使用して、市街地の多くの範囲をカバーできると考えておりました、それ以外の谷合いに位置するような局につきましては、現在のラップ型のスピーカー、それを採用することと設計のほうではなっております。

○三鬼（和）委員　　3番のところ、拡声局の配置については、津波浸水域外への整備を基本とするってことになっておるんですけど、災害はいろいろありますけど、特に津波、東海南海地震か、そういったのを含めると6分以内に、特に浸水域のところについては6分以内、6分をめどに避難せなあかんという中で、この防災無線の命綱だと思うんですね。

そういった意味では、やっぱり浸水域のところにきちっとこういった防災情報が伝わるようにするべきではないかなと思うんですけど、どうなんです、この辺は。その辺、あれですか、切り捨てになるんですか。どうなんですか。

○大和防災危機管理課総合防災係長　音が伝わる地域につきましては、現在のアナログ式の防災行政無線で届いておる範囲、これは全部カバーできるように設計をいたしております。中村山の長距離スピーカーで港のほうもカバーできるというふうなことで実験結果、調査結果から出ておりました、そのように海のほうに、現在、百五銀行の駐車場であったり、何本かあるんですけども、そういったものは提供できるというふうには考えております。

○三鬼（和）委員　全体に進めた中で、多分市民からは不足が必ず出ると思うんや。中村山のやつ、外からは何かしゃべっておるのは聞こえるけど、家の中においたら全然わからんもん。今のスピーカーは家の中におっても、ああ、何か放送しているというのは、ワンセグ以外でも確認はできますけど、そういった中で、津波想定をしたときに大丈夫なのかって、防災無線としての防災という、役立つのかというのを私は今聞いておるんであって、その辺やっぱりもう少し精査していただきたいなとは思いますが。

○大和防災危機管理課総合防災係長　この防災無線を整備するに当たりましては、地震及び津波を十分配慮した形で設計を組むようにしてもらっております。

そういった中で、資料の3の整備方針の4にもございますように、各地区に複数の拡声局を配置するという事で、須賀利から梶賀までそれぞれの集落にも二つ、一つの局でも十分カバーできるような地域でありまして、二つ、複数を配置した形で津波に備えております。

○三鬼（和）委員　各地区については、地域的なことも網羅できる大きさがあるので理解はできるんですけど、この旧尾鷲町の海岸部については、多分できたらモニターを置いてモニタリングをやっぱり一度やるほうが、業者が聞こえる聞こえやんではなしに、住んでおられる方、若い人から高齢者を含めて一遍モニタリングするほうがいいのではないかと、聞き取れるかどうか、聞こえるかどうかという長距離スピーカーも含めてモニタリングされるほうがいいのではないかと。ただ紙面上の話だけでうまいこといくとは到底思えないので、今発言させてもらっています。

○神保防災危機管理課長　今委員さんおっしゃられたように、その辺の話はやっぱり調整していかなければならないと思いますので、もちろん詳細に詰めてやっていきたいと考えます。

○南委員　　9月定例会で予算が計上されるということで、そのときにまた審査できるんですけども、2点余り、7番、2ページの工事及び監理の発注についてということで、本体工事の発注は条件つき一般競争入札、それと、施工監理は随意契約ですって書いてありますのでね。その条件つきの条件とはいかなるものか。それと、なぜ施工監理だけ随意契約で行うのか、その点だけ御説明していただきたい。

○神保防災危機管理課長　　施工監理につきましては、特殊な業務でございまして、ほかの市町村等を調査した結果、随契が望ましいということでうちは判断しましたので、これを一般競争入札ですると価格がまず引き上がって、それに調整をするとなるとまた、建築でいう意図伝達業務とか、そういうものが発生して金額もかさんでいくと。

そういうことも踏まえたまま、ちょっと近隣じゃなくて大きい市町村にも確認したんですが、こういう工事の場合はまず入札というのは考えられないという方針で、調査した結果、そうになりましたので、うちは随契でやるという。入札、そっちでか。

○大和防災危機管理課総合防災係長　　本体工事につきましては条件つきということで、条件といたしましては、東海総合通信局のエリア内の地域、三重県、愛知県、岐阜県に事務所を構える防災行政無線の整備可能な業者で、尾鷲に指名登録をいただいておりますという条件のもとで実施したいというふうに考えております。

○南委員　　防災行政無線っていうのは通常で行うあれで、ただ、今の随意契約のちょっと理由について、ちょっと肌へはまりにくいなという感じがしたんですけども、おかしな考え方じゃないんですけども、結局、本体工事を受けた紐つきと言ったら表現が適当じゃないんですけどね、紐つきの業者がもう契約も同じにするのかなというような感じで僕は受けとめたんやけど。そこら辺もっと詳しく説明できたら、随契の理由を。

○大和防災危機管理課総合防災係長　　施工監理の随意契約の理由につきましては、設計を行った業者が当然設計図書につき細部にわたり内容を熟知しております。そういったことから、設計図書に示された計画、意図を実現化する、かつ工事の施工を設計図書に合致させることが可能な唯一の業者であるというふうに考えております。

これが別の業者になった場合には、設計した業者と新たに受けた業者の間で、今課長からも説明ありましたように、意図伝達業務をさらに別で発注する必要がございまして、費用がかさむというふうに考えております。

○南委員　　深く議論するつもりはないんですけども、通常の建設課なんかが発

注するのは、設計業者とまた指定管理というのは、たまには同じところがあるかもわからんけど、ほとんどが別で意図伝達業務ということで費用もかさんでおるということなんだけれども、委員会のとき、また議論いたしたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　　9月の補正予算の計上のときに集中審議をしたいと思いません。よろしくをお願いします。

○野田委員　　先ほどの三鬼和昭委員の話にも関係するんですけど、3番の整備方針で、極力拡声局の局数を削減するというので、今現状、ちょっと僕、この辺についてイメージが湧かないもので、いろんな前、拡声器から放送されると何を言っているかわからないというような現象になってきて、要は外に出て、台風とか集中豪雨のときに外に出て確認するようなどきがあるんですけども、そうした順番にマイクが入れられているのか、その地区になってまあまあ聞こえるような形になるんですけども、全体を聞くと聞こえづらいというような状況を感じるんですけどもね。その点はどうなんで……。それは打破できるんですか、打破というか……。

○神保防災危機管理課長　　もちろん今の状況、マストを削減とか、スピーカーを削減するということがあります。現状はアナログからデジタルに移行するというのが基本の工事でございます。もちろん暴風雨とか、そういうものは今の状況でどこの、日本全国、暴風雨の中、聞こえるというところはあり得ませんので、この辺に関してはもう何とか努力して外へ出て聞いていただくといっても、うちはフリーダイヤルで一応防災行政無線で放送した内容を確認できるシステムとかも設けていますので、もう全然聞こえないという人であれば、そういうフリーダイヤルを活用していただきたいと思えます。

○野田委員　　それと、詳細設計費用実績額というのが370万上がっているんですけども、これは今年度予算の無線デジタル化の業務委託料というのは432万上がっているんで、その実績分で判断してよろしいんですね。

もう一点、最後に。

○三鬼（孝）委員長　　はい。

○野田委員　　これはちょっと私の要望ですけども、この防災無線について、無線化の危機管理室のほうに、管理課のほうに視察をお願いしたいと思うんですけども、行政常任委員会で、そういうことは意味ないんですかね。

○三鬼（孝）委員長　　委員会で視察ということで……。野田委員の資格でやってもらったらいかがですか。はい、どうぞ。

ほかになければ……。あります。

○楠委員 簡単に一つだけ。

山のほうに自動起動の発電機を設置するという事なんですけど、これらのメンテナンスは長期的に見て大丈夫なんですか。

○神保防災危機管理課長 大丈夫です。

○三鬼（和）委員 デジタル化に新たに整備し直すということなので、この際、ワンセグの未設置のところも含めてこの防災無線が、屋内、屋外におってもきちっと活用できるということを含めて、あわせてワンセグの普及というのか、未設置部分をやっていただくように、同じように進めてほしいなど、これは要望なんですけど、しておきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで防災行政無線デジタル化事業についての審査を終了いたします。御苦労さんでした。

続きまして、市民サービス課のほうから報告事項を受けます。

（「どれだけかかる」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 すぐ終わる。

（「はいはい」と呼ぶ者あり）

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

本日御報告いたしますのは、7月に故障いたしました古江コミュニティーセンターのエアコンの対応についてでございます。

資料をごらんください。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○宇利市民サービス課長 本年7月25日に……。

（「ちょっと待って、ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

○宇利市民サービス課長 済みません。

（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

○宇利市民サービス課長 はい。本年7月25日に、古江コミュニティーセンター事務室のエアコンが故障いたしました。エアコンは1990年以前に製造されたもので、古江公民館建設時に設置されたものであると考えております。

故障確認後、修繕が可能かどうかを見積もり依頼したところ、修繕不能との返答があり、つけかえを行うことといたしました。つけかえ費用に20万円程度かかる見込みであり、現予算内での執行を検討いたしましたが、現在の執行状況から補正

対応の可能性もあると考え、庁内での検討を行いました。しかし、補正対応では実施が9月後半になるため、職員の健康面を考慮し、早期の実施を図るべく7月に実施させていただいたものでございます。

購入日は、本年8月2日、金額は17万2,800円でございます。

なお、補正予算の計上につきましては、令和元年度第3回定例会に上程予定でございます。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 ただいま市民課長のほうから、古江コミュニティーセンターのエアコンの修繕のお話がありましたけど、よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 これで終わります。

済みません、それと、先ほどの尾鷲市民文化会館の指定管理の件で、奥田委員からの市の直営の推移的な資料の請求がありましたので、その辺のところをちょっともう一度確認をいたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

（発言する者あり）

○三鬼（孝）委員長 ちょっと、それ、説明だけもらって……。

○三鬼政策調整課長 先ほどの委員会で御指示がありました市民文化会館の、今度9月定例議会に債務負担行為として、担当課から指定管理に伴う債務負担行為を提案させていただきたいんですが、その資料のもととなる比較表につきましては、当9月定例会の委員会の中でお示しさせていただく予定ではありましたが、それに近いものを、先ほど委員長の話もありましたように、26日の冒頭でお示しさせていただいたほうがよろしいのか。それとも、本定例会のほうがよろしいのかということも含めて御相談なのですが。

（発言する者あり）

○三鬼政策調整課長 そうしたら、26日に冒頭で配付させていただいて、その審議につきましては9月定例会の中の債務負担行為の議論の中でさせていただくことでよろしいですか。どうですか。

○三鬼（孝）委員長 どうですか、その辺は。課長、資料を出すんやったら、26日にちょっとやってもらったら。はい。そうします。

○三鬼政策調整課長 事前審査的なものにならないかどうかだけをちょっと気にしているのですが。

○三鬼（孝）委員長 うーん。

(発言する者あり)

○三鬼政策調整課長 ですので、債務負担行為に関係する3年分の資料は本定例会にさせてもらって、先ほど御指摘あった直営と指定管理の比較表だけお示しして、それに対する議論も9月定例会の中でさせていただくほうが、債務負担行為との整合性も図れますので。

○三鬼(孝)委員長 はい、わかりました。それではそのようにいたします。

○三鬼政策調整課長 資料提出だけでよろしく申し上げます。

○三鬼(孝)委員長 はい、わかりました。

○三鬼(和)委員 働き方改革の中で、職員というのかな、臨時職員なり嘱託とかというのがどう変わるかというのをちょっと把握できやんもんで、機会があったら総務課に全体、こういった形で臨時職員がなくなるとか、これはこう扱うとかというのがもう決まっておるのであれば、説明していただく機会を持っていただきたいなと思います。

(「4月ぐらいから」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員 来年の4月から変わるというのを、方針というかな。

(発言する者あり)

○三鬼(孝)委員長 これで行政常任委員会を閉じます。御苦労さまでした。

(午前11時57分 閉会)